

09-認シス第 0432 号
2009 年 4 月 10 日
財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

JAB MS305-2009 の認定審査における適用について

2009 年 4 月 10 日付けで発行いたしました JAB MS305「「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」についての指針 - QMS 及び EMS 審査の工数 - 」2009 版（以下、MS305 という）は、JAB MS200-2008 2.3 の規定にかかわらず、下記のとおり認定審査に適用いたします。

記

認定審査：2009 年 5 月 1 日以降に実施するすべての認定審査において適用基準として使用します。すでに計画中の審査についても、適用日以降に実施される場合、JAB R300-2006 付属書 2 及び/又は JAB RE300-2006 付属書 1（以下、R/RE300 という）を JAB MS305-2009 に置き換えます。また、認証機関は、2009 年 4 月 10 日以降に実施されるすべての認定審査において、R/RE300 にかえて、MS305 を選択することができます。

なお、上記に対応して、MS305 を適用する場合、JAB MS200-2008 での該当する引用部分は、JAB MS305-2009 と読み替えるものとします。

認証審査：2009 年 5 月 1 日以降に審査工数設定を実施するすべての認証審査に、JAB MS305-2009（IAF MD5:2009）に基づく審査工数を適用することが求められます。

以上